多摩・島しょスポーツ振興事業 (子どもの体力・運動能力・競技力向上事業) 助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、東京都市長会(以下「市長会」という。)及び東京都町村会(以下「町村会」という。)が多摩・島しょ地域の市町村(以下「市町村」という。)に対して、多摩・島しょスポーツ振興事業(子どもの体力・運動能力・競技力向上事業)(以下「多摩・島しょスポーツ振興事業」という。)助成金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 多摩・島しょスポーツ振興事業助成金(以下「助成金」という。)は、市町村が実施するスポーツの振興に資する事業のうち、子どもの体力・運動能力及び競技力の向上を目的とする事業を支援することにより、地域の将来を担うスポーツ人材の育成を図り、ひいては多摩・島しょ地域のまちの活性化及び魅力を高めることを目的とする。

(事務の委任)

第3条 町村会は、本要綱に係る事務の執行については、市長会に委任する。 (助成対象者)

- 第4条 助成対象者は、市町村とする。
- 2 助成金の申請者は、市町村長(以下「申請者」という。)とする。

(助成期間)

- 第5条 本要綱における助成は、平成25年度から平成27年度までの間とする。 (助成対象事業)
- 第6条 助成対象事業は、次の各号の一に該当し、前条に規定する助成期間内において 新たに実施する事業及び各自治体の既存事業をレベルアップして実施する事業のう ち、市長会会長(以下「会長」という。)が必要と認める事業とする。
- (1)継続的に実施することにより子どもの体力・運動能力向上に資する事業
- (2) 子どもの競技力の向上に資する事業
- 2 公益財団法人東京市町村自治調査会(以下「調査会」という。)の多摩・島しょスポーツ振興事業助成金交付要綱(平成24年4月1日施行)に基づき、平成24年度に助成金の交付を受けた事業については、前項の規定において助成期間内において新たに実施する事業とみなす。

(助成対象経費及び助成金の額)

第7条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費(施設整備等に係る経費、備品購入費(前条第1号に規定する事業において、子どもの体力・運動能力向上のために会

長が必要と認めた器具の購入費は除く。)及び市町村の職員人件費を除く。以下同じ。) から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、その上限は、一市町村につき年間150万円とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする申請者は、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金交付申請書(様式1)に多摩・島しょスポーツ振興事業助成金事業計画書総括表(様式2)、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金事業計画書(様式3)及びその他会長が必要と認める書類を添付し、毎年度、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

(申請の取下げ)

- 第9条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。
- 2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金交付・不交付決定通知書(様式4)により通知する。 (助成事業の遂行)
- 第10条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第8条の規定により 提出した事業計画(以下「事業計画」という。)に従い、事業を適正に遂行しなけれ ばならない。なお、事業計画の主要部分についての変更は、認めないものとする。 (助成事業の変更)
- 第11条 第9条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金 交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更(各事業において交付決定額 の30%以内の額の変更を除く)の必要が生じたときは、多摩・島しょスポーツ振興 事業助成金変更交付申請書(様式5)に多摩・島しょスポーツ振興事業助成金事業変 更計画書総括表(様式6)、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金事業計画書(様式 3)及びその他会長が必要と認める書類を添付し、会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更 交付の可否を決定する。
- 3 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多 摩・島しょスポーツ振興事業助成金変更交付・不交付決定通知書(様式7)により通 知する。
- 4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。
- 第12条 第9条第2項の規定による交付決定又は前条第3項の規定による変更交付

決定を受けた申請者(以下「被交付決定者」という。)は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金取下申請書(様式8)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、 多摩・島しょスポーツ振興事業助成金取下承認通知書(様式9)により通知する。 (軽微な変更の届出)
- 第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により会長に届け出なければならない。

(実績報告)

第14条 被交付決定者は、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金実績報告書(様式 10)に多摩・島しょスポーツ振興事業助成金事業実績調書総括表(様式11)、多 摩・島しょスポーツ振興事業助成金事業実績調書(様式12)、領収書等助成対象経 費の支出を証明する書類の写し及びその他会長が必要と認める書類を添付し、別に定 める日までに会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金確定通知書(様式13)により被交付決定者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

- 第16条 被交付決定者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金請求書(様式14)(以下「請求書」という。)を別に定める日までに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。 (助成金の管理執行)
- 第17条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に準じて、適正に 助成金を管理執行しなければならない。

(交付決定の取り消し)

- 第18条 会長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
 - (2) 事業の実施に際して、法令に違反したとき
 - (3) 本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき
- 2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、

当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに会長に返還しなければならない。 (事務の所管)

第19条 この要綱に基づく事務は、市長会事務局企画政策室が所管する。

(事業への協力)

第20条 町村会及び調査会は、市長会から事務の執行に際し、協力の依頼が有った場合は、協力するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成28年3月31日限りにその効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。